

## [事案 2020-206] 介護障害年金等支払請求

・令和3年6月8日 裁定打ち切り

### <事案の概要>

約款所定の支払事由に該当しないことを理由に、介護障害年金が支払われなかったことを不服として、介護障害年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和元年10月に多発性脳梗塞等により入院し、令和2年1月に要介護2の認定を受けたため、平成25年6月に契約した医療保険にもとづき介護障害年金等を請求したところ、約款所定の支払事由に該当しないとして、支払われなかった。しかし、以下の理由により、介護障害年金等を支払ってほしい。

(1) 要介護2状態に該当するに至った原因は、責任開始期以後に発症したウェルニッケ脳症である。

### <保険会社の主張>

今般の要介護2の状態を生じさせた原因は、責任開始期前の平成25年4月に診断され治療を開始した多発性脳梗塞およびその合併症に起因することが明らかであり、約款所定の支払事由（責任開始期以後に発生した疾病を原因とすること）に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人（成年後見人）が希望しなかったため、事情聴取は実施しなかった。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の意見を求めた。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、本件を抜本的に解決するためには、新たな医的記録も踏まえて詳細に検討し、事実認定をする必要があるが、その場合、証拠調べとしての鑑定を実施する必要があり、場合によっては、申立人を知る者を証人として呼び出し、宣誓の上、虚偽の供述に対しては偽証罪の適用があり、相手当事者による反対尋問権が保障されている証人尋問手続を行なうことも考慮する必要があるところ、裁判外紛争解決機関である当審査会には、裁判所におけるような厳格な証拠調べ手続は設けられていないことから、裁定手続を打ち切ることとした。